

発議第1号

精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出 について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年 3月25日提出

提出者 薩摩川内市議会
市民福祉委員会
委員長 永山伸一

提案理由

障害者の権利に関する条約が批准され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律も施行されようとしているが、全国的に身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度の多くにおいては、精神障害者は適用対象になっていないのが現状である。

については、国会及び関係行政庁に対し、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

平成26年1月、日本は障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准国となりました。本年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）も施行されます。

障害者権利条約では第4条において「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適切な措置をとること」や、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」が明文化されています。また、日本国憲法では「法の下での平等」がうたわれ、障害者差別解消法においても、「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定められています。

しかしながら、全国的に身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度の多くにおいては、精神障害者は適用対象になっていないのが現状であります。

よって、国におかれては、精神障害者も、身体障害者や知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう交通運輸事業者に働きかけることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣